

# 京都市業種別団体等活性化支援事業補助金 (令和2年度補正予算)

各業界の活性化のための取組にお使いいただけます！

- ▶ 見本市、商談会及び展示会への出展及び主催に要する経費(主催の場合は、補助上限が500万円)
- ▶ 販売促進、または販路拡大のための事業
- ▶ 新たな販売手法の導入
- ▶ 団体加盟者のための売上向上に資するガイドライン策定又は経営課題解決のための調査研究
- ▶ 新商品開発に要する経費 など…

詳細は裏面へ👉

## 補助金額・補助率

- ①業種別団体での申請 上限**100万円**(補助率**4/5**以内)  
※団体が見本市等を単独で主催する場合  
上限**500万円**(補助率**2/3**以内)
- ②同一の業種別団体に属する中小企業等(3者以上)を  
構成員に含むグループ 上限**40万円**(補助率**4/5**以内)

## 補助対象者

○主たる事務所を市内に設けている又は、構成員の半数以上が市内に本社又は主たる事務所等を設けている中小企業等で構成する業種別団体  
(令和2年4月1日以前に設立されたもの)

※法人格のない団体は、令和2年4月1日以前に設立し、設立時又は申請時に構成員が4以上であること。

○同一の業種別団体に属する中小企業等(3者以上)を構成員に含むグループ

※その他にも要件があります。詳細はホームページで御確認ください。

## 事業実施期間

令和2年6月1日～令和3年2月28日に完了する事業  
(業種別団体が見本市等を単独で主催する場合は、令和3年3月21日まで)

## 受付期間

令和2年**8月13日**(木)～令和2年**9月17日**(木)※**当日消印有効**

## 申請方法

**郵送受付**のみ ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御理解・御協力をお願いいたします。

申請書等の提出書類は、鉛筆や消せるボールペン等、消せる筆記具での記載は不可

<郵送先>

〒604-8091 京都市中京区下本能寺前町500-1 中信御池ビル6F  
京都市「業種別団体等活性化補助金」事務局宛て

## 申請書

**ホームページからダウンロードしてください。**

市役所、区役所・支所、出張所等にも置いています。

申請書



## お問い合わせ先

「京都市業種別団体等活性化補助金」事務局  
0570-550-047  
9:00～17:00(土日祝日除く)



# Q & A 京都市業種別団体等活性化支援事業補助金

## Q1 この補助金はどのような経費に使えますか？

補助金の交付対象となる事業や経費は、各業界の活性化につながる取組で、具体例は次のとおりです。

### (1) 見本市、展示会及び商談会等の市場開拓に関する事業

- 【具体例】** ① 展示・商談会への出展に係る費用（出展料、ブースの装飾費用、運搬経費等）  
② 業種別団体において、展示・商談会を主催する際の施設使用料、会場警備費用、会場の衛生対策用品等の購入やレンタル等

### (2) 販売促進又は販路拡大のための事業

- 【具体例】** 販売促進キャンペーンに係る費用（チラシ・ホームページ等の情報発信費用、クーポン券の印刷費等）

### (3) 新たな販売手法の導入

- 【具体例】** 共同で実施するECサイトの構築費用等

### (4) 売上向上に資するガイドラインの策定又は経営課題解決のための調査研究

- 【具体例】** ガイドラインの作成・改訂に係る費用（委託費、謝礼、印刷費等）  
フィジビリティ・スタディ（実行可能性調査）に係る費用等

### (5) 新商品開発費用

- 【具体例】** 新商品開発に係る費用（材料費、デザイン料など）

※衛生対策のみは対象外。販売促進キャンペーン等の事業において必要な経費の一部としての申請は可。

以下の経費は補助対象となりません。

人件費・家賃等の固定経費、旅費交通費、仕入れに係る経費、損失補てん、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、雇用削減を伴う事業に係る経費、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用

## Q2 補助金は先着順ですか？

この補助金は先着順ではありません。ただし、申し込み状況に応じて按分した補助金額を交付する場合があります。

## Q3 補助金はいつ受け取れますか？

補助金の予定額は、10月末頃に郵送でお知らせします。その後、事業終了後に実績報告書を提出いただき、補助金額を確定しお支払いします。

## Q4 他の補助金を受けていても重複して申請できますか？

### (1) 本市の他の補助金の交付を受ける方

本市の他の補助金の交付を受ける方は、それぞれの補助金と同一事業については、申請することができません。（例：商店街緊急支援補助金、伝統産業づくり手支援補助金、事業継続に向けた業種別団体等担い手確保・育成支援補助金等）

### (2) 国などの補助金の交付を受ける方

国や自治体、他の行政機関等から補助金を受ける(受けた)事業についても申請可能ですが、国等の補助金がある場合、本市の補助金との合計額が事業費の総額を超えて受けることはできません。